

資料区分	2
受理警察署	

記載例
【主たる営業所の所在地を移転】
変更届出書

提出する際に警察署で記載する。※変更の日から3日前までに届出が必要。

古物営業法第7条第1項の規定により変更の届出をします。

令和4年6月3日

熊本県 公安委員会 殿

主たる営業所を管轄する公安委員会

届出者の氏名又は名称及び住所
熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
株式会社 生環 代表取締役 生環 太郎

許可の種類	① 古物商 2. 古物市場主
許可証番号	9 3 1 0 1 0 0 0 1 2 3 4
許可年月日	3. 昭和 4. 平成 ⑤ 令和 0 4 年 0 4 月 3 0 日
氏名	(フリガナ) セイカン
又は名称	(漢字) 株式会社 生環
住所	熊本 都道 熊本市中央 市区 水前寺6丁目18番1号

この太枠内は必ず記載。許可証記載どおりに記載すること。

営業所又は古物市場に係る変更事項

変更区分	1. 新設 : 営業所等を新設 (「変更・廃止する営業所又は古物市場の名称」欄を除く全項目に記載、「営業所・古物市場の変更予定年月日」欄に新設予定年月日に記載) ② 変更 : 従前の届出事項を変更 4. 廃止 : 営業所等を廃止 (「営業所・古物市場の変更予定年月日」欄に新設予定年月日に記載)	変更予定の営業所の名称を記載する。
変更・廃止する営業所又は古物市場の名称	営業所等所在都道府県 : 熊本 都道 玉名 市区 (フリガナ) セイカン (漢字) 生環	変更の日から3日前まで。 (中3日を設けるの意)

変更予定年月日	5. 令和 0 4 年 0 6 月 0 8 日	3日前の日が閉庁日(土日祝日)の場合は、前開庁日までに届け出る必要がある
主たる営業所・古物市場の形態	1. 営業所あり 2. 営業所なし 3. 古物市場	
名称	(フリガナ) : (漢字) :	
所在地	(住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない。) 熊本 都道 玉名 市区 府県 岩崎51番地玉名ビル101号室 電話 (0968) 74 - 0110 番	所轄警察署 : 移転予定先の所在地を記載する。(建物名や号室も記載)

その他の営業所・古物市場の形態	1. 営業所 2. 古物市場	
名称	(フリガナ) : (漢字) :	
所在地	(住所又は居所と同じ場合は、都道府県) 電話 (

営業所等の「移転」は、移転前の営業所の機能を移転後の営業所に移すもので、営業所等の「廃止・新設」は、既存の営業所等を廃止し、別の営業所等を新たに設置するものです。
 どちらにあたるかは、営業所の同一性を個別具体的に判断する必要があります。
 なお、営業所等の「移転」の場合は、移転前の営業所等に備え付けていた帳簿を移転後の営業所等において備え付けておかなければなりません。

その他の営業所を移転する場合は、ここに移転先所在地を記載する。

細枠線内には記載しなくてよい。当事項の変更予定年月日を記載すること。当する数字を○で囲むこと。